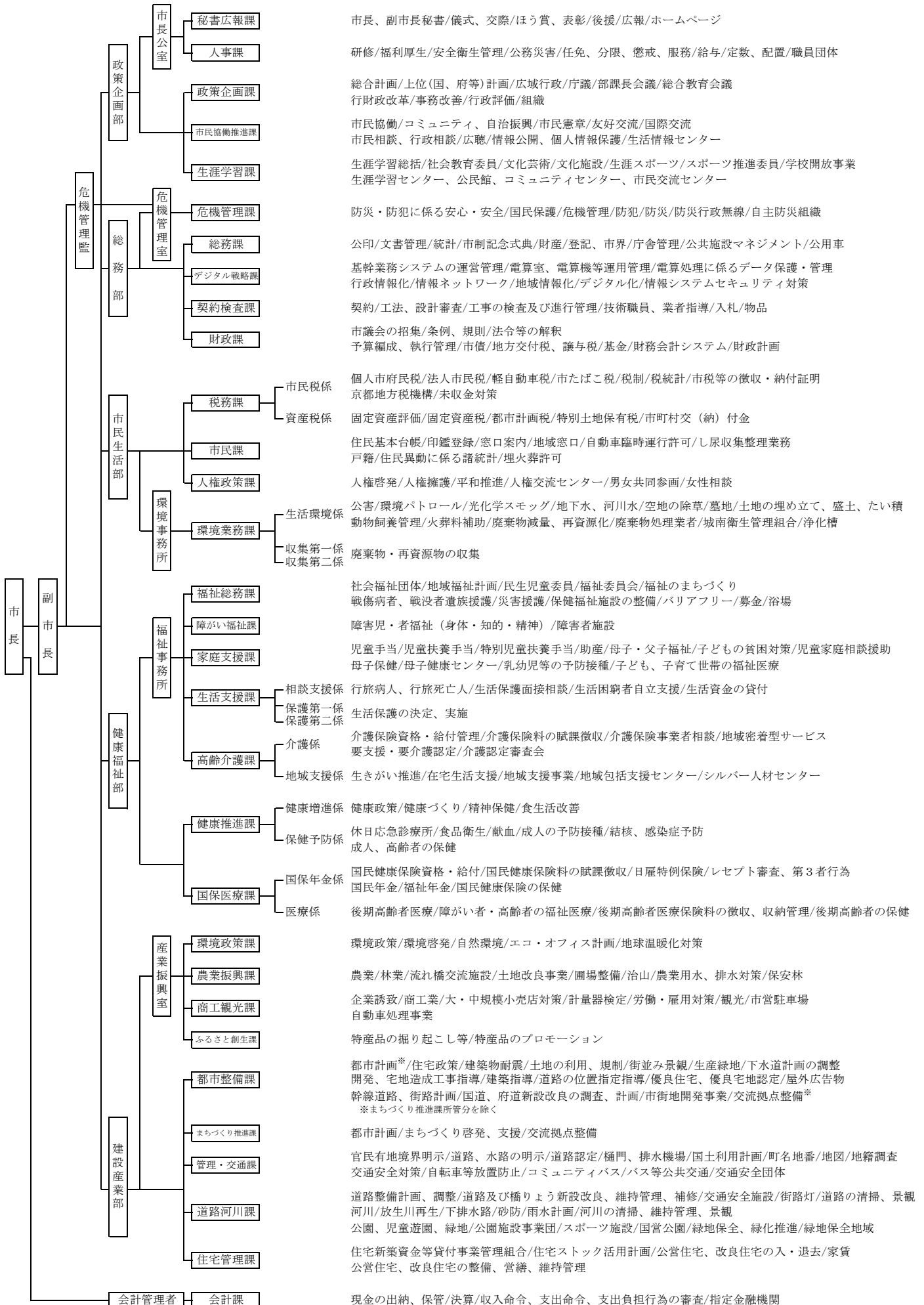
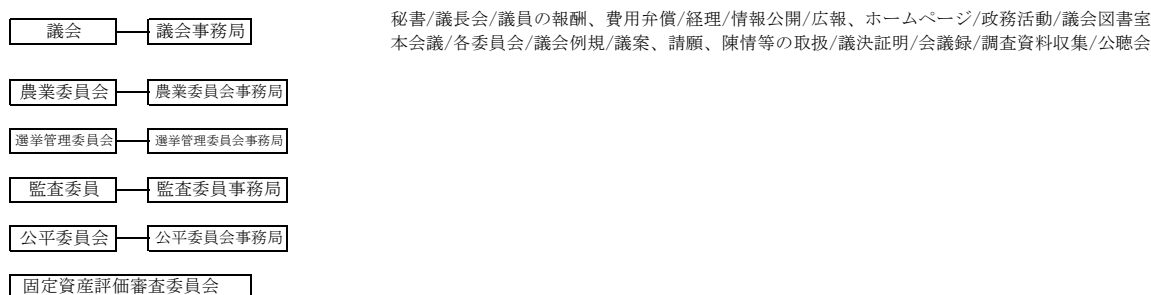
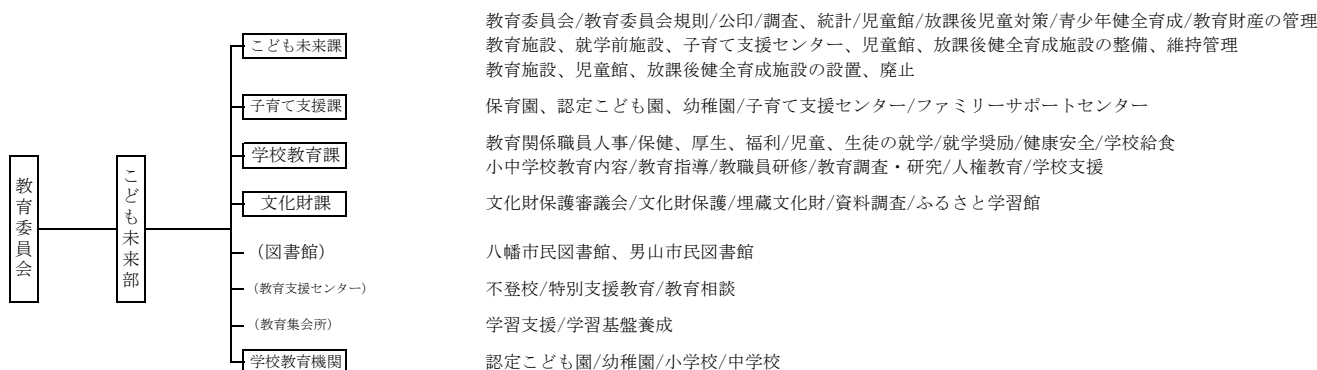
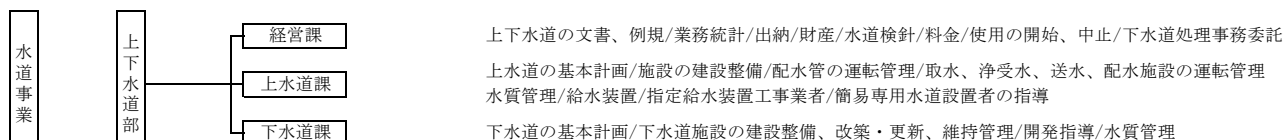
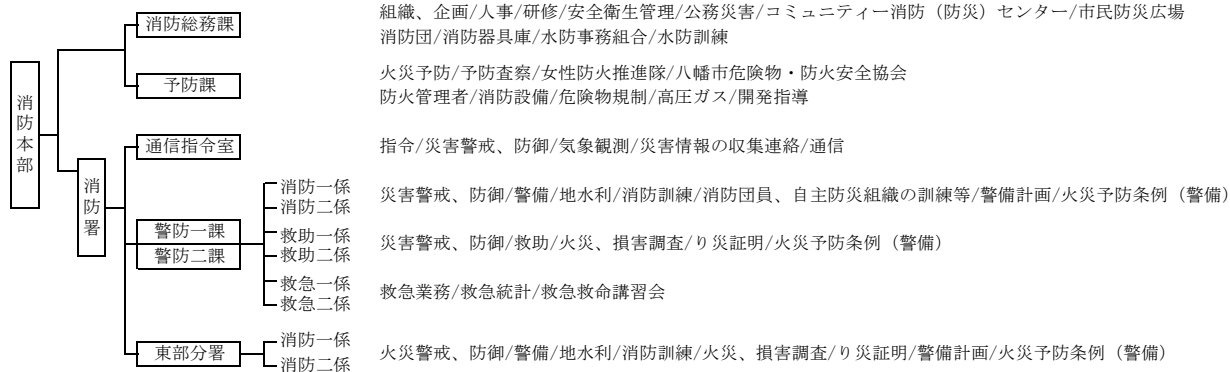


八幡市組織機構図及び分掌事務

令和8年4月24日

八幡市組織機構図（令和8年4月24日）





八 幡 市 分 掌 事 務 表（令和8年4月24日）

市 長 部 局

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
政 策 企 画 部	市 長 公 室	秘 書 広 報 課		(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。 (2) 儀式及び交際に関すること。 (3) ほう賞及び表彰に関すること。 (4) 市長会等に関すること。 (5) 特別職の事務引継に関すること。 (6) 渉外、挨拶文調整その他の秘書に関すること。 (7) 後援の総括に関すること。 (8) 広報紙及び市勢要覧の発行に関すること。 (9) 市の沿革に関すること。 (10) 報道機関との連絡調整に関すること。 (11) ホームページの運用に関すること。 (12) その他市政の広報に関すること。 (13) 臨時的組織の設置に係る総合調整に関すること。 (14) 室の庶務及び室内の連絡調整に関すること。 (15) 課の庶務に関すること。
		人 事 課		(1) 職員の研修に関すること。 (2) 職員の福利厚生に関すること。 (3) 職員の安全衛生管理及び健康管理に関すること。 (4) 共済組合及び厚生会に関すること。 (5) 職員の公務災害に関すること。 (6) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。 (7) 人事に関し他の任命権者との連絡調整に関すること。 (8) 職員の給与等に関すること。 (9) 職員の昇給及び昇格に関すること。 (10) 職員定数及び配置に関すること。 (11) 職員団体に関すること。 (12) 特別職報酬等審議会に関すること。 (13) 非常勤職員の任用に関すること。 (14) その他人事に関すること。 (15) 課の庶務に関すること。
		政 策 企 画 課		(1) 特命事項に係る調査、立案、推進及び調整に関すること。 (2) 総合計画の策定及び重要施策の総合調整に関すること。 (3) 総合計画審議会に関すること。 (4) 総合計画検討懇談会に関すること。 (5) 上位(国、府等)計画に関すること。 (6) 広域行政に関すること。 (7) 市議会代表質問及び一般質問の総括に関すること。 (8) 市議会に関する財政課に属さない事項に関すること。 (9) 庁議に関すること。 (10) 部課長会議に関すること。 (11) 行財政改革の総括に関すること。 (12) 事務改善に関すること。 (13) 行財政検討審議会に関すること。 (14) 行財政改革検討懇談会に関すること。 (15) 行政評価に関すること。 (16) 組織及び分掌事務に関すること。 (17) 総合教育会議に関すること。 (18) 部の庶務、企画立案の総括及び部内の連絡調整に関すること。 (19) 課の庶務に関すること。
		市民協働推進課		(1) 市民協働推進の総括に関すること。 (2) コミュニティ及び自治振興に関すること。 (3) 市民憲章に関すること。 (4) 友好交流に関すること。 (5) 国際交流に関すること。 (6) 府民運動に関すること。 (7) 市民まつりに関すること。 (8) 市民相談に関すること。 (9) 広聴活動及び広聴に係る各部課及び関係機関との連絡調整に関すること。 (10) 行政相談委員に関すること。 (11) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (12) 情報公開・個人情報保護審議会に関すること。 (13) 情報公開・個人情報保護審査会に関すること。 (14) 生活情報センターに関すること。 (15) 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に基づく家庭用品を扱う事業者に関すること。 (16) 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)に基づく消費生活用製品を扱う事業者に関すること。 (17) 課の庶務に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
		生涯学習課		(1) 生涯学習の総括に関すること(教育委員会所管分を除く。) (2) 生涯学習関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (3) 生涯学習センター及び公民館等社会教育施設の管理運営及び整備に関すること。 (4) 公民館運営審議会に関すること。 (5) 社会教育委員に関すること。 (6) 文化関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (7) 文化芸術の振興に関すること。 (8) 文化施設及び指定管理者に関すること。 (9) スポーツ関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (10) 生涯スポーツの推進に関すること。 (11) スポーツ推進委員に関すること。 (12) 学校開放事業に関すること。 (13) 洛南浄化センター運動広場運営協議会に関すること。 (14) その他生涯学習に関すること(教育委員会所管分を除く。) (15) 課の庶務に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
総 務 部	危機管理室	危機管理課		(1) 防災・防犯に係る安心・安全の総括に関すること。 (2) 国民保護に関すること。 (3) 危機管理に関すること。 (4) 防犯に関すること。 (5) 防災計画の策定及び実施に関すること。 (6) 防災施策の調整に関すること。 (7) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (8) 防災行政無線に関すること。 (9) 自主防災組織に関すること。 (10) 室の庶務及び室内の連絡調整に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。
		総 務 課		(1) 公印の管守に関すること。 (2) 文書の受領、発送及び保管に関すること。 (3) 文書事務の改善及び指導に関すること。 (4) その他文書管理に関すること。 (5) 基幹統計調査及び統計書の編集に関すること。 (6) 自衛官の募集に関すること。 (7) 市制記念式典の総括に関すること。 (8) 行政不服審査会に関すること。 (9) 市有財産の総括及び調整に関すること。 (10) 普通財産の取得、処分及び管理に関すること。 (11) 用地取得の審査に関すること。 (12) 登記及び市界に関すること。 (13) 村中財産に関すること。 (14) その他市有財産に関すること。 (15) 庁舎及び付帯施設(設備)の管理及び整備並びに事務室の配置に関すること。 (16) 庁舎内外の警備、清掃及び火元責任に関すること。 (17) 電話交換業務に関すること。 (18) エコオフィス(市庁舎)に関すること。 (19) 公共施設マネジメントの総括に関すること。 (20) 自動車保険及び建物保険の総括に関すること。 (21) 公用車の管理及び特定車両の運転に関すること。 (22) 他の部に属さない照会事項の回答に関すること。 (23) 他の部等に属さない事項に関すること。 (24) 部の庶務、企画立案の総括及び部内の連絡調整に関すること。 (25) 課の庶務に関すること。
		デジタル戦略課		(1) 基幹業務システムの運営管理及び調整に関すること。 (2) 電算室及び電算機等の運用管理に関すること。 (3) 電算処理に係るデータ保護及び管理に関すること。 (4) 行政情報化の総合調整に関すること。 (5) 情報ネットワークに関すること。 (6) 地域情報化に関すること。 (7) デジタル化の推進に関すること。 (8) コンピュータ利用の職員研修に関すること。 (9) 情報システムのセキュリティ対策に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。
		契 約 検 査 課		(1) 各部等が処理する契約の調整に関すること。 (2) 工事の工法の調整及び設計審査に関すること。 (3) 工事の検査及び進行管理に関すること。 (4) 技術職員及び業者の指導に関すること。 (5) 国、府等による工事検査の総括に関すること。 (6) 入札の執行に関すること。 (7) 入札等参加資格審査に関すること。 (8) 物品の調達、処分等に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
		財 政 課		(1) 市議会の招集、議案その他の市議会に関すること。 (2) 条例、規則等の審査及び例規集の編集に関すること。 (3) 法令等の解釈に関すること。 (4) 審査請求その他の不服申立て及び訴訟の総括に関すること。 (5) 公告式に関すること。 (6) 予算の編成及び執行管理に関すること。 (7) 市債及び一時借入金に関すること。 (8) 地方交付税及び譲与税に関すること。 (9) 基金に関すること。 (10) 財政状況の公表に関すること。 (11) 財務会計システムの総括に関すること。 (12) 財政の計画、調査、調整その他の財務に関すること。 (13) 城南土地開発公社に関すること。 (14) 課の庶務に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
市 民 生 活 部		税 務 課	市 民 税 係	(1) 市府民税の賦課調定に関すること。 (2) 法人市民税の賦課調定に関すること。 (3) 軽自動車税の賦課調定に関すること。 (4) 市たばこ税の賦課調定に関すること。 (5) その他市税に関すること。 (6) 課税台帳等の管理に関すること(資産税係所管分を除く。) (7) 税制に関すること。 (8) 税統計その他税務庶務に関すること。 (9) 市税等の徴収に関すること。 (10) 京都地方税機構に関すること。 (11) 未収金対策の総括に関すること。 (12) 税、貸付金及び使用料等の未収金対策の推進に関すること。 (13) 部の庶務、企画立案の総括及び部内の連絡調整に関すること。 (14) 課の庶務に関すること。
			資 産 税 係	(1) 固定資産の評価に関すること。 (2) 固定資産税の賦課調定に関すること。 (3) 都市計画税の賦課調定に関すること。 (4) 特別土地保有税の賦課調定に関すること。 (5) 第1号から第4号までに掲げる事項に係る課税台帳等の管理に関すること。 (6) 市町村交(納)付金に関すること。 (7) 相続税法(昭和25年法律第73号)に規定する税務署長への通知に関すること。
		市 民 課		(1) 住民基本台帳に関すること。 (2) 印鑑登録及び印鑑証明に関すること。 (3) 窓口案内に関すること。 (4) 手数料の収納に関すること。 (5) 地域窓口に関すること。 (6) 自動車臨時運行許可に関すること。 (7) し尿収集整理業務に関すること。 (8) 戸籍に関すること。 (9) 住民異動に係る諸統計に関すること。 (10) 埋火葬許可に関すること。 (11) 犯罪人名簿及び刑事事項回答事務に関すること。 (12) その他窓口事務及び市民記録に関すること。 (13) 課の庶務に関すること。
			人 権 政 策 課	(1) 人権啓発の総括及び調整に関すること。 (2) 人権擁護委員に関すること。 (3) 人権啓発推進委員会に関すること。 (4) 人権問題関係の調査及び資料収集に関すること。 (5) 平和推進に関すること。 (6) 人権交流センターに関すること。 (7) 男女共同参画の総合企画、立案及び調整に関すること。 (8) 女性相談に関すること。 (9) 関係機関との連絡調整に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
	環境事務所	環境業務課	生活環境係	(1) 各種公害の実態調査及び測定分析に関すること。 (2) 公害発生施設の監視及び指導に関すること。 (3) 公害等環境に係る苦情処理に関すること。 (4) 公害防止意識の啓発に関すること。 (5) 環境パトロールに関すること。 (6) 光化学スモッグ発生時の対策に関すること。 (7) 地下水及び河川水の総括に関すること。 (8) 空地の除草に関すること。 (9) 墓地に関すること。 (10) 土地の埋め立て、盛土及びたい積行為に関すること。 (11) 動物飼養管理に関すること。 (12) そ族及び害虫駆除に関すること。 (13) 火葬料補助金に関すること。 (14) その他環境管理に関すること。 (15) 廃棄物に係る減量化及び再資源化の企画、立案及び啓発に関すること。 (16) 廃棄物処理業者に係る許可申請の受付に関すること。 (17) 城南衛生管理組合との連絡調整に関すること。 (18) 浄化槽に関すること。 (19) 部所の庶務及び部所内の連絡調整に関すること。 (20) 課の庶務に関すること。
			収 集 第 一 係	(1) 廃棄物及び再資源物の収集に関すること。
			収 集 第 二 係	(1) 廃棄物及び再資源物の収集に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
健康福祉部	福祉事務所	福祉総務課		(1) 社会福祉団体の総括に関すること。 (2) 地域福祉計画に関すること。 (3) 民生児童委員に関すること。 (4) 福祉委員会に関すること。 (5) 福祉のまちづくりに関すること。 (6) 戦傷病者及び戦没者遺族援護に関すること。 (7) 災害援護に関すること。 (8) 保健福祉施設の整備計画に関すること。 (9) 保健福祉施設の営繕に関すること。 (10) バリアフリーの総括に関すること。 (11) 募金に関すること。 (12) 勤労者福祉に関すること。 (13) 浴場に関すること。 (14) 部内の他の課に属さない事項に関すること。 (15) 部所の庶務及び部所内の連絡調整に関すること。 (16) 課の庶務に関すること。
			障がい福祉課	(1) 身体障害者福祉に関すること。 (2) 知的障害者福祉に関すること。 (3) 精神障害者福祉に関すること。 (4) 障害児福祉に関すること。 (5) 障害者施設に関すること。 (6) その他障害者福祉に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。
			家庭支援課	(1) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。 (2) 特別児童扶養手当に関すること。 (3) 助産施設等の入所に関すること。 (4) 母子健康センターの管理運営に関すること。 (5) 母子福祉及び父子福祉に関すること。 (6) 母子の保健に関すること。 (7) 乳幼児等の予防接種に関すること。 (8) 子ども及び子育て世帯の福祉医療に関すること。 (9) 子どもの貧困対策に関すること。 (10) 児童家庭相談援助に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。
			生活支援課	(1) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 (2) 生活保護に関すること(保護第一係、保護第二係所管分を除く。) (3) 生活保護の面接相談に関すること。 (4) 生活困窮者自立支援に関すること。 (5) 生活資金の貸付に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
			保護第一係	(1) 生活保護の決定、実施等に関すること。
			保護第二係	(1) 生活保護の決定、実施等に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
		高 齢 介 護 課	介 護 係	(1) 介護保険被保険者の資格及び給付管理に関すること。 (2) 介護保険料の賦課に関すること。 (3) 介護保険の事業者相談に関すること。 (4) 地域密着型サービスに関すること。 (5) 介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 (6) 介護保険料の収納管理に関すること。 (7) 要支援・要介護認定に関すること。 (8) 介護認定審査会に関すること。 (9) その他介護保険に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。
			地 域 支 援 係	(1) 高齢者の生きがい推進に関すること。 (2) 高齢者の在宅生活支援に関すること。 (3) 地域支援事業に関すること。 (4) 地域包括支援センターに関すること。 (5) シルバー人材センターに関すること。 (6) 高齢者施設の管理運営に関すること。 (7) その他高齢者の健康福祉に関すること。 (8) 老人福祉法に基づく措置に関すること。
		健 康 推 進 課	健 康 増 進 係	(1) 健康政策の調査及び企画立案に関すること。 (2) 健康づくりに関すること。 (3) 精神保健に関すること。 (4) 食生活改善に関すること。 (5) その他健康増進に関すること。 (6) 部の庶務、企画立案の総括及び部内の連絡調整に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。
			保 健 予 防 係	(1) 休日応急診療所の管理運営に関すること。 (2) 食品衛生に関すること。 (3) 献血に関すること。 (4) 成人の予防接種に関すること。 (5) 結核予防、感染症予防等に関すること。 (6) 成人及び高齢者の保健に関すること。 (7) その他保健予防に関すること。
		国 保 医 療 課	国 保 年 金 係	(1) 国民健康保険の資格に関すること。 (2) 国民健康保険料の賦課及び減免に関すること。 (3) 国民健康保険の給付に関すること。 (4) 国民健康保険料の徴収に関すること。 (5) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (6) レセプト審査、第3者行為に関すること。 (7) その他国民健康保険に関すること。 (8) 日雇特例被保険者に関すること。 (9) 国民健康保険被保険者の保健に関すること。 (10) 国民年金被保険者の資格等に関すること。 (11) 国民年金保険料の免除に関すること。 (12) 福祉年金に関すること。 (13) その他国民年金に関すること。 (14) 課の庶務に関すること。
			医 療 係	(1) 後期高齢者医療に関すること。 (2) 後期高齢者の保健に関すること。 (3) 障がい者及び高齢者の福祉医療に関すること。 (4) 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 (5) 後期高齢者医療保険料の収納管理に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
建 設 産 業 部	産業振興室	環 境 政 策 課		(1) 環境保全対策の企画、立案及び総合調整に関すること。 (2) 環境啓発の総括に関すること。 (3) 自然環境の保全に関すること。 (4) 美化意識の普及に関すること。 (5) エコオフィス計画の総括に関すること。 (6) 地球温暖化対策に関すること。 (7) 環境審議会に関すること。 (8) 持続可能な環境の創造と保全に関する協定に関すること。 (9) その他環境企画に関すること。 (10) 室の庶務及び室内の連絡調整に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
		農 業 振 興 課		(1) 農業行政の企画調整に関すること。 (2) 農業振興地域整備及び農用地の整備に関すること。 (3) 農業の振興に関すること。 (4) 農林漁業制度資金に関すること。 (5) 農作物の流通に関すること。 (6) 畜産、林業及び水産業に関すること。 (7) 狩猟及び鳥獣害に関すること。 (8) 農業団体に関すること。 (9) 農業委員会との連絡調整に関すること。 (10) 流れ橋交流施設に関すること。 (11) 土地改良事業に関すること。 (12) 圃場整備に関すること。 (13) 治山事業に関すること。 (14) 農業用水及び排水対策に関すること。 (15) 保安林に関すること。 (16) 農地及び農業用施設に関すること。 (17) その他農林水産業に関すること。 (18) 課の庶務に関すること。
		商 工 観 光 課		(1) 企業誘致に関すること。 (2) 商工業の振興に関すること。 (3) 金融対策に関すること。 (4) 商工業団体に関すること。 (5) 大・中規模小売店対策に関すること。 (6) 計量器検定に関すること。 (7) 労働・雇用対策の総括に関すること。 (8) その他商工に関すること。 (9) 観光の振興に関すること。 (10) 観光関係団体に関すること。 (11) 市営駐車場に関すること。 (12) その他観光及び観光施設に関すること。 (13) 自動車処理事業に関すること。 (14) 自動車処理事業に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (15) 課の庶務に関すること。
		ふるさと創生課		(1) 特産品の掘り起こし等に関すること。 (2) 特産品のプロモーションに関すること。 (3) 課の庶務に関すること。
		都 市 整 備 課		(1) 都市計画の企画、総合調整及び決定に関すること(まちづくり推進課所管分を除く。) (2) 住宅政策に関すること。 (3) 建築物耐震化に関すること。 (4) 都市計画の諸証明に関すること。 (5) 土地の利用及び規制に関すること。 (6) 街並みの景観に係る総括に関すること。 (7) 生産緑地に関すること。 (8) 下水道計画の調整に関すること。 (9) 都市計画審議会に関すること。 (10) その他都市計画に関すること。 (11) 開発及び宅地造成工事の指導に関すること。 (12) 建築指導に関すること。 (13) 道路の位置指定に係る指導に関すること。 (14) 優良住宅及び優良宅地認定等の事務に関すること。 (15) 同伴ホテル建築規制審議会に関すること。 (16) 都市計画の制限に関すること。 (17) 屋外広告物に関すること。 (18) その他建築及び開発指導に関すること。 (19) 幹線道路及び街路計画の調査、立案及び整備に関すること。 (20) 国道及び府道の新設又は改良に係る調査、計画及び関係機関との連絡調整に関すること。 (21) 市街地開発事業に関すること。 (22) 交流拠点整備推進に関すること(まちづくり推進課所管分を除く。) (23) 部の庶務、企画立案の総括及び部内の連絡調整に関すること。 (24) 課の庶務に関すること。
		まちづくり推進課		(1) 都市計画の企画、総合調整及び決定に関すること。 (2) まちづくりの啓発及び支援に関すること。 (3) 交流拠点整備推進に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
		管 理 ・ 交 通 課		(1) 官民有地の境界明示に関する事。 (2) 道路及び水路の明示に関する事。 (3) 法定・法定外公共物に係る国有財産の譲与手続きに関する事。 (4) 道路認定及び道路台帳に関する事。 (5) 樋門及び排水機場に関する事。 (6) 国土利用計画の土地利用の規制に関する事。 (7) 町名地番に関する事。 (8) 町名地番住居表示審議会に関する事。 (9) 基本地図及び地図の総括に関する事。 (10) 地籍調査及び公共基準点に関する事。 (11) 交通安全対策に関する事(道路河川課所管分を除く。) (12) 路外駐車場に関する事。 (13) 自転車等の放置防止に関する事。 (14) コミュニティバスに関する事。 (15) バス路線、バス停留所その他公共交通に関する事。 (16) 交通安全団体にに関する事。 (17) その他交通に関する事。 (18) 課の庶務に関する事。
		道 路 河 川 課		(1) 道路整備の計画及び調整に関する事。 (2) 道路及び橋りょうの新設又は改良に関する事(都市整備課所管分を除く。) (3) 交通安全施設の整備に関する事。 (4) 道路及び橋りょうの維持管理及び補修に関する事(都市整備課所管分を除く。) (5) 道路の占用に関する事。 (6) 街路灯に関する事。 (7) 道路の清掃及び景観に関する事。 (8) 河川に関する事。 (9) 放生川再生に関する事。 (10) 下排水路に関する事。 (11) 砂防に関する事。 (12) 雨水計画に関する事。 (13) 河川の清掃、維持管理及び景観に関する事。 (14) 河川及び水路の占用又は利用に関する事。 (15) 公園、児童遊園、緑地等の維持管理に関する事。 (16) 公園、児童遊園、緑地等の新設又は改修に関する事。 (17) 公園、児童遊園、緑地等の都市計画決定に関する事。 (18) 八幡市公園施設事業団に関する事。 (19) スポーツ施設に関する事。 (20) 国営公園等の新設又は改良に係る調査、研究及び調整に関する事。 (21) 緑地保全対策及び緑化の推進に関する事。 (22) みどりの審議会に関する事。 (23) 緑地保全地域に関する事。 (24) その他公園、児童遊園、緑地等の整備に関する事。 (25) 課の庶務に関する事。
		住 宅 管 理 課		(1) 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合との連絡調整に関する事。 (2) 市営住宅に係るストック活用計画及び地域住宅計画に関する事。 (3) 住宅審議会に関する事。 (4) 公営住宅及び改良住宅の入居及び退去に関する事。 (5) 公営住宅及び改良住宅の家賃の調定及び徴収に関する事。 (6) 公営住宅及び改良住宅の処分に関する事。 (7) 小集落改良事業に係る公共財産の管理に関する事。 (8) 住宅附属施設の管理に関する事。 (9) その他住宅管理に関する事。 (10) 公営住宅及び改良住宅の整備に関する事。 (11) 公営住宅及び改良住宅の営繕及び維持管理に関する事。 (12) 住宅附属施設に関する事。 (13) 課の庶務に関する事。

会 計

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
		会 計 課		(1) 現金の出納及び保管に関すること。 (2) 決算に関すること。 (3) 基金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 (4) 歳入歳出外現金の出納及び保管に関すること。 (5) その他出納及び記録管理に関すること。 (6) 収入命令、支出命令及び支出負担行為の審査及び確認に関すること。 (7) 現金の収納及び保管に関すること。 (8) 指定金融機関等に関すること。 (9) 財産(有価証券を除く。)の記録管理に関すること。 (10) 監査資料作成事務及び決算に関すること。 (11) その他審査及び出納記録に関すること。 (12) 会計管理者印の保管及び課の庶務に関すること。

消 防 本 部

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
消 防 本 部		消 防 総 務 課		(1) 組織及び企画に関すること。 (2) 人事に関すること。 (3) 職員研修に関すること。 (4) 職員の資格取得に関すること。 (5) 職員の福利厚生に関すること。 (6) 職員の安全衛生管理及び健康管理に関すること。 (7) 公印の管理に関すること。 (8) 職員の公務災害に関すること。 (9) 職員の表彰に関すること。 (10) 賞慰金等審議会に関すること。 (11) 消防職員委員会に関すること。 (12) 補助事業の申請に関すること。 (13) 消防庁舎の維持管理に関すること。 (14) 消防長会に関すること。 (15) 消防年報作成に関すること。 (16) コミュニティー消防(防災)センターの維持管理に関すること。 (17) 市民防災広場の維持管理に関すること。 (18) 消防団に関すること。 (19) 消防団員の研修に関すること。 (20) 消防団員等の公務災害に関すること。 (21) 消防団員等の表彰に関すること。 (22) 消防器具庫の維持管理に関すること。 (23) 水防事務組合に関すること。 (24) 水防訓練の企画立案に関すること。 (25) 水防資器材の維持管理に関すること。 (26) 消防本部内の庶務に関すること。 (27) その他消防本部内において他の課に属さないこと。
		予 防 課		(1) 火災予防の企画立案に関すること。 (2) 予防査察に関すること。 (3) 広報及び報道機関等との情報伝達及び調整に関すること。 (4) 予防統計に関すること。 (5) 防火管理者資格取得講習会に関すること。 (6) 消防本部(署)等の見学に関すること。 (7) 八幡市女性防火推進隊に関すること。 (8) 八幡市危険物・防火安全協会に関すること。 (9) 事業所及び学校等の消防訓練に関すること。 (10) 防火管理者の届出及び指導に関すること。 (11) 建築物の同意事務に関すること。 (12) 消防設備に関すること。 (13) 危険物等の規制に関すること。 (14) 高圧ガス等に関すること。 (15) 違反処理に関すること。 (16) 警備に関することを除く火災予防条例の施行に関すること。 (17) 開発指導に関すること。 (18) その他、予防課の事務に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
	消 防 署	通 信 指 令 室		(1) 指令業務に関すること。 (2) 災害の警戒及び防御に関すること。 (3) 気象観測業務に関すること。 (4) 非常召集に関すること。 (5) 災害情報の収集連絡に関すること。 (6) 通信施設等の維持管理に関すること。 (7) その他、通信指令室の事務に関すること。 (8) 消防相互応援協定の応援要請に関すること。 (9) 本庁及び報道機関等への情報伝達と調整に関すること。 (10) その他、警防一課、警防二課及び通信指令室勤務に関すること。
		警 防 一 課 警 防 二 課	消 防 一 係 消 防 二 係	(1) 災害の警戒及び防御に関すること。 (2) 警備業務に関すること。 (3) 地水利に関すること。 (4) 消防訓練に関すること。 (5) 消防団員の訓練指導に関すること。 (6) 自主防災組織の訓練等に関すること。 (7) 警備計画に関すること。 (8) 署外勤務の実施計画に関すること。 (9) 警備上関係のある場所の査察計画及び査察に関すること。 (10) 火災予防条例中警備に関すること。 (11) 消防相互応援協定等に関すること。 (12) 指令及び救急・救助勤務に関すること。 (13) その他、警防一課及び警防二課の事務に関すること。
			救 助 一 係 救 助 二 係	(1) 災害の警戒及び防御に関すること。 (2) 救助業務に関すること。 (3) 救助訓練に関すること。 (4) 消防機械器具の維持管理に関すること。 (5) 火災の調査及び損害の調査に関すること。 (6) り災証明に関すること。 (7) 救助資器材の維持管理に関すること。 (8) 消防団車両等のポンプ点検に関すること。 (9) 署外勤務の実施計画に関すること。 (10) 火災予防条例中警備に関すること。 (11) 火災・救助統計に関すること。 (12) 緊急消防援助隊に関すること。 (13) 指令及び警備・救助勤務に関すること。 (14) その他、警防一課及び警防二課の事務に関すること。
			救 急 一 係 救 急 二 係	(1) 救急業務に関すること。 (2) 救急統計に関すること。 (3) 救急搬送証明に関すること。 (4) 救急救命講習会に関すること。 (5) 救急資器材の維持管理に関すること。 (6) 指令及び警備・救急勤務に関すること。 (7) その他、警防一課及び警防二課の事務に関すること。
		東 部 分 署	消 防 一 係 消 防 二 係	(1) 災害の警戒及び防御に関すること。 (2) 警備業務に関すること。 (3) 地水利に関すること。 (4) 消防機械器具の維持管理に関すること。 (5) 消防訓練に関すること。 (6) 火災の調査及び損害の調査に関すること。 (7) り災証明に関すること。 (8) 警備上関係のある場所の査察計画及び査察に関すること。 (9) 火災予防条例中警備に関すること。

水 道 事 業

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
上 下 水 道 部		経 営 課		(1) 部の庶務に関すること。 (2) 公印並びに上下水道の人事、給与及び研修に関すること。 (3) 上下水道の文書及び例規に関すること。 (4) 上下水道の事業財産(資産及び負債)に関すること。 (5) 上下水道の業務統計に関すること。 (6) 上下水道の出納、経理事務及び財政管理に関すること。 (7) 上下水道料金の賦課の開始及び中止に関すること。 (8) 検針及び分水に関すること。 (9) 上水道及び下水道の料金の調定及び収納に関すること。 (10) 給水停止に関すること。 (11) 下水道処理事務の委託に関すること。 (12) その他上下水道の庶務及び営業に関すること。
		上 水 道 課		(1) 給水装置工事に係ること。 (2) 給水装置の維持管理に関すること。 (3) 上水道の指定給水装置工事事業者に関すること。 (4) 簡易専用水道設置者の指導に関すること。 (5) 上水道の基本計画に関すること。 (6) 上水道施設の建設整備に関すること。 (7) 上水道の開発指導に関すること。 (8) 配水管等の維持管理に関すること。 (9) 上水道の取水施設、浄受水施設、送水及び配水施設の運転及び管理に関すること。 (10) 上水道の水質管理に関すること。 (11) 閉庁時間の受付事務等に関すること。 (12) その他上水道の給水、施設整備及び浄受水に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
		下 水 道 課		(1) 下水道の開発指導に関すること。 (2) 排水設備の工事及び公共ますの工事に関すること。 (3) 下水道施設及び排水設備の維持管理に関すること。 (4) 下水道の水質管理に関すること。 (5) 下水道排水設備指定工事業者に関すること。 (6) 下水道の使用の開始及び廃止の届出に関すること。 (7) 下水道の普及に関すること。 (8) 下水道の基本計画の作成に関すること。 (9) 下水道施設の建設整備に関すること。 (10) 下水道施設の改築・更新に関すること。 (11) その他下水道の管理及び整備に関すること。

教育委員会

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
こども未来部		こども未来課		(1) 教育委員会の庶務に関すること。 (2) 教育委員会の会議に関すること。 (3) 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。 (4) 公印の保管に関すること。 (5) 公告式に関すること。 (6) 辞令交付に関すること。 (7) 市長の事務部局その他関係機関との連絡調整に関すること。 (8) 調査及び統計に関すること。 (9) 後援申請に関すること。 (10) 青少年教育及び保護育成に関すること。 (11) 家庭教育及び成人教育に関すること。 (12) 人権教育の推進に関すること。 (13) 障害者教育に関すること。 (14) 青少年教育団体の育成及び連絡調整に関すること。 (15) その他社会教育に関すること。 (16) 児童館の管理運営に関すること。 (17) 放課後児童対策に関すること。 (18) 放課後児童健全育成施設の管理運営に関すること。 (19) 教育施設、児童館及び放課後健全育成施設の設置及び廃止に関すること。 (20) 教育施設、就学前施設、子育て支援センター、児童館及び放課後児童健全育成施設の整備、維持管理に関すること。 (21) 教育財産の管理に関すること。 (22) 課の庶務に関すること。 (23) その他委員会内における他の課に属さないこと。
		子育て支援課		(1) 就学前施設及び就学前児童の子育て支援施策に係る調査、企画立案及び調整に関すること。 (2) 就学前施設の入所又は就園に関すること。 (3) 就学前施設の保育料等の賦課及び徴収に関すること。 (4) 公立就学前施設の設置及び廃止に関すること。 (5) 公立就学前施設の教育及び保育に関すること。 (6) 公立就学前施設の管理運営に関すること。 (7) 民間就学前施設の運営指導及び補助金等に関すること。 (8) 子育て支援センターに関すること。 (9) ファミリーサポートセンターに関すること。 (10) 課の庶務に関すること。 (11) その他就学前施設及び子育て支援に関すること。
		学校教育課		(1) 学校関係職員の任免その他人事に関すること。 (2) 教育関係職員の保健、厚生及び福利に関すること。 (3) 学校の組織編成及び通学区域の指定に関すること。 (4) 児童及び生徒の就学に関すること。 (5) 教科書その他教材に関すること。 (6) 学校に係る予算及び決算に関すること。 (7) 就学奨励に関すること。 (8) 児童及び生徒の健康安全に関すること。 (9) 学校給食に関すること。 (10) 学校の教育内容に関すること。 (11) 学校の教育指導に関すること。 (12) 教育に関する指導資料及び教材の作成整備及び活用に関すること。 (13) 教職員研修に関すること。 (14) 教育調査・研究に関すること。 (15) 人権教育に関すること。 (16) 生徒指導に関すること。 (17) 学校支援に関すること。 (18) 南ヶ丘教育集会所に関すること。 (19) 教育支援センターに関すること。 (21) 課の庶務に関すること。 (22) その他学務及び学校の教育振興に関すること。 (20) その他教育指導に関すること。

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
		文 化 財 課		(1) 文化財保護審議会に関すること。 (2) 文化財の保護及び国宝指定の支援に関すること。 (3) 文化財保護団体に関すること。 (4) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 (5) 市史編纂に関すること。 (6) 史料調査に関すること。 (7) ふるさと学習館に関すること。 (8) その他文化財に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。
		(教育支援センター)		(1) 不登校に関すること。 (2) 特別支援教育に関すること。 (3) 教育相談に関すること。 (4) その他教育支援に関すること。
		(教育集会所)		(1) 学習支援に関すること。 (2) 学習基盤の養成に関すること。 (3) その他必要な事業に関すること。

議会・監査委員事務局

部	室 等	課 等	係	分 掌 事 務
議 会 事 務 局				(1) 公印の管守に関すること。 (2) 儀式、慶弔及び交際に関すること。 (3) 秘書に関すること。 (4) 議長会に関すること。 (5) 議員の身分及び記録に関すること。 (6) 議員の議員報酬、費用弁償、年金等に関すること。 (7) 議員共済会に関すること。 (8) 文書の収発、整理及び保管に関すること。 (9) 事務局職員の任免、服務、研修、福利厚生等に関すること。 (10) 経理に関すること。 (11) 情報公開に関すること。 (12) 議会広報紙、ホームページ等での情報発信に関すること。 (13) 視察の受入れに関すること。 (14) 政務活動費に関すること。 (15) 議場その他各室の管理に関すること。 (16) 会議の傍聴人に関すること。 (17) 議会図書室に関すること。 (18) 公用車の管理に関すること。 (19) 本会議に関すること。 (20) 常任委員会及び特別委員会に関すること。 (21) 議会運営委員会に関すること。 (22) 全員協議会及び会派代表者会に関すること。 (23) 議会に関する例規の制定改廃に関すること。 (24) 議案、請願、陳情、意見書等の取扱いに関すること。 (25) 議決又は決定事項の通知又は報告に関すること。 (26) 議決証明に関すること。 (27) 会議録その他の会議の記録に関すること。 (28) 各種の調査及び資料収集に関すること。 (29) 議員提出の議案及び意見書に関すること。 (30) 公聴会に関すること。 (31) その他議会の庶務、議事及び調査に関すること。
監査委員事務局				(1) 公印の保管に関すること。 (2) 事務局に属する人事、予算及び決算に関すること。 (3) 文章及び物品に関すること。 (4) 監査委員会議に関すること。 (5) 監査計画に関すること。 (6) 庶務に関すること。 (7) 監査、検査及び審査に関すること。